

## 文教厚生常任委員会記録

日 時 令和2年2月21日（金曜日）10時00分～11時50分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

小寺委員長（開会） 10:00～10:01

おはようございます。今日は、羽幌町子ども・子育て支援事業計画素案の第2期ということで、こちらについて担当課から説明があった後協議を行っていきたいと思っています。この計画は、皆さんご存じのとおり、平成27年から今年令和元年度まで第1期がありまして、今年の4月から第2期が始まる計画になっています。羽幌の子育て支援に関わる大事な計画になっていますので、本来であれば年前に行う予定で計画していましたが、準備がこの段階で整ったということで今日の開催となっております。長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、課長から説明のほうをお願いいたします。

### 1 羽幌町子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について

説明員 福祉課 木村課長、木村係長、岩井主任

木村課長 10:01～10:01

おはようございます。今日はお集まりいただき、ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、羽幌町子ども・子育て支援事業計画第2期ということで、令和2年度からの計画ということで担当係長のほうから説明いたしますので、よろしく願いします。

木村係長（説明） 10:01～10:44

おはようございます。座ったまま説明させていただきます。事前にお配りしております素案のほうを基に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

本計画につきましては、先ほど委員長のほうからもご説明ありましたとおり、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画に引き続き第2期目の計画として今回策定し、

計画期間については令和2年度から令和6年度までの5年間としております。基本的にこの計画につきましては、1期目の計画前段にありました次世代育成支援行動計画後期行動計画というのが平成22年から平成26年までつくられておりまして、それが基となつてつくられた計画となっております。今回の2期計画につきましては基本的には1期計画を踏襲した上で策定をしております。お手元にお配りした資料、変更になった部分が赤字で記載されているのですけれども、そういった部分を中心に説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5ページをお開きください。この計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、羽幌町の子供と子育て家庭を対象として、羽幌町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。子供の対象範囲につきましては、ゼロ歳から1歳、これを乳児期、1歳から5歳を幼児期、6歳から11歳を学童期、12歳から17歳が育成支援事業のみ一部対象としている年齢となっております。子ども・子育て支援法の中心対象年齢というのがゼロ歳から12歳、小学校まで、中学校に上がるまでの子供が対象となっております。本計画の中心につきましてはゼロ歳から6歳まで、小学校に上がるまでの部分が中心となっております。この計画の上位計画としましては羽幌町総合振興計画ほっとプランがございまして、それとの整合性、あるいは関連計画としまして、先ほど申し上げました次世代育成支援行動計画、障がい者福祉計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを掲げております。根拠となる法令につきましては子ども・子育て関連3法ということで、子ども・子育て支援法、認定こども園法、あと関連整備法ということになっております。

続きまして、6ページ、計画期間につきましては、法の施行日から5年を1期として策定しております。本計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間としております。平成30年度にうちのほうでこの計画に係るアンケート調査を実施いたしまして、今年度令和元年度計画の策定をし、令和2年度から令和6年度までが計画期間ということになっております。計画の策定体制につきましては、福祉課のほうで事務局となりまして計画の素案等を作成いたしまして、就学前子育て支援審議会のほうでその部分を審議いたしまして、羽幌町のほうにその結果を報告、あと町民からのアンケート等意見を反映した内容につきましては計画を策定しまして、羽幌町のほうに報告するというような形になっております。

続きまして、7ページから第2章ということで、羽幌町の子ども・子育てを取り巻く環境ということで載せております。ここにつきましては、当町の人口等含めた現状についてグラフ及び文章で載せております。出典につきましては主に国勢調査を基につくっておりますので、平成27年の国勢調査が直近となっております。1番目につきましては人口・世帯・人口動態等ということで、人口の推移、自然動態、社会動態、あと将来の人口推計について載せております。将来の人口推計につきましては、人口動態研究所と

いうところが出典しております推計のほうを使っております。人口の推移といたしましては、平成12年から27年の15年間、年少人口というのはそこに書かれていますとおりゼロ歳から14歳までの児童なのですけれども、その部分については約380人、生産年齢人口、15歳から65歳までの人口につきましては2,050人減少しております。グラフで見て分かるとおり、平成12年から27年に比べて右肩下がりというか、人口の減少が見て取れると思います。

続きまして、8ページのほう、自然動態、社会動態ということで、自然動態につきましては、死亡された方と出生された方の増減です。社会動態につきましては、転入及び転出の動態となっております。見て分かりますとおり、平成21年から平成30年の間の人口動態を載せているのですけれども、全ての年でマイナスというようなことになっております。マイナスというのは、転出、転入でいくと転出のほうが多く、転入のほうが少ない、出生、死亡でいきますと死亡のほうが多く、出生が少ないということになっております。将来の人口推計、こちらは先ほど申し上げましたとおり人口動態研究所のほうから出されているもので、令和27年度、西暦でいうと2045年には4,000人を下回るというような推計がされております。年少人口、ゼロ歳から14歳の人口も30年間で約470人減少するという見込みがされております。

続きまして、9ページです。9ページは世帯の状況ということで、世帯数及び1世帯当たり人員の推移ということで載せております。世帯数につきましては年々減少しております、15年間で約490世帯減少しております。1世帯当たり人口もそれに比例して、12年から27年を比較すると年々減少しているような傾向になっております。下の段に円グラフで12年と27年の核家族世帯の構成比ということで載せているのですが、構成比につきましては見て分かりますとおり、若干の数字の推移はありますけれども、割合的なものについてはほぼ12年から27年、15年間でそれほど変わっていない状態になっております。

続きまして、10ページ、出生の状況につきまして載せております。出生の状況につきましては年度で考えさせてもらいまして、平成22年度から平成30年度までを載せております。年によってばらつきはあるのですけれども、年々だんだん少なくなっているということが見受けられると思います。あと、折れ線グラフで載せている部分についてが合計特殊出生率ということで、これは健康支援課のほうで算出している数字となっております。合計特殊出生率は全国平均を上回っている年度が多いです、平均1.42ということで書いているのですけれども、全国平均を出す合計特殊出生率というのは年で考えた考え方で特殊出生率を出しております、当町の場合年で考えているものがなかったものですから、保健係のほうで出している部分が年度で考えていたということもありまして、一概に、例えば1.42を上回っているというのが同じ部分を使っていない部分があるので若干の前後はあると思うのですけれども、基本的には各年度、それを上回ってい

る年度が多いように見受けられます。その下、婚姻、離婚の状況ということで婚姻数、離婚数について掲載させていただいております。婚姻数につきましては年間大体そのような形で推移しているのですけれども、離婚率につきましても、途中平成28年のところは少ないのですけれども、それ以降29年、30年度については年々少しずつ増えているような形で推移しております。

続きまして、11ページ、就労の状況ということで、各年代における就労の状況を折れ線グラフで記載しております。平成17年と平成27年を比較させていただいております。男性のほうにつきましては、ほぼ100%に近い数字が就労しているということになっております。ただ、女性につきましては、20代、24歳代ぐらいのところは79%、約80%程度就労しているのですけれども、その後下がっていく形になっておりまして、出産だとか結婚だとかによってなるというのが全国的なことになっておりまして、労働力率、M字カーブというふうに呼ばれております。当町もグラフでいきますとM字カーブとなっております。35、39あたりぐらいから子供の部分とかが一段落ついて、また女性の方が働き出すというような傾向があるというふうに見受けられると思います。

続きまして、12ページ以降、これにつきましては教育・保育施設の状況ということで、当町にあります教育・保育施設の状況につきまして過去の実績を載せております。一番上は利用児童数の推移ということで載せております。ここにつきましては保育園、幼稚園、あと認定こども園の利用児童の推移ということで、(2)以降につきましてはそれぞれの施設の利用状況を載せております。(2)の保育園の利用状況につきまして、平成27年で折れ線グラフが終わっているのですけれども、当町の保育園のほうは平成28年度で閉園している関係で、27年度までのものを折れ線グラフに載せて、利用の部分につきましては平成28年度までを掲載しております。

続きまして、13ページにつきましては幼稚園の利用状況ということで載せております。平成26年から急激に利用の部分が減っているのですけれども、ここにつきましては当町にあります私立幼稚園が26年度以降認定こども園ということになったことから、認定こども園のほうにその部分は別で掲載しておりますので、26年度以降は純粋に羽幌にあります私立幼稚園のほうの定員数、利用者数の推移ということで載せております。その下、4番ということで、ここは新しく認定こども園の利用状況ということで、前回の1期計画を策定した段階では認定こども園というのがなかった関係でこの部分の利用状況は載せていなかったのですけれども、今回、先ほど説明しましたとおり、計画期間の途中で認定こども園が利用開始になったことから、その部分の利用状況の推移を載せております。

続きまして、(5)番、14ページになります。認可外保育施設の利用状況ということで、当町におきましては天売のちびっこランドが認可外保育施設という施設に該当します。民間運営の保育・託児施設の状況としましては、施設数は1カ所、天売ちびっこランド

で、平成30年4月1日現在の児童数としまして4名、5歳が3名、4歳が1名という形での状況になっております。14ページの中段、3番目、地域子ども・子育て支援事業の状況ということで、幼稚園、保育園とは別にそれぞれの事業を実施しておりますので、その部分の実績を載せております。1番につきましては時間外保育事業ということで、延長保育、休日保育につきましては当町には該当する事業はございません。2番目、放課後児童健全育成事業、こぐま児童会のことです。ここにつきましては平成26年から30年度までの登録児童数の推移を載せさせていただいております。

続きまして、15ページ、子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイということで、ショートステイ、トワイライトステイにつきましては児童養護施設及び乳児院等で子供を一時的に一定期間預かるようなサービスの仕組みですが、当町にはこの施設がございませんので、該当する事業はございません。4番、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業ということで、ここの部分につきましては出生後、生まれたお子さんのお宅に保健師等が訪問いたしまして、悩み相談や子育て支援に関する情報提供を行っております。実績としまして平成26年から30年度まで載せております。訪問率ということで、100%にどの年度もいっていないのですけれども、実際は年度の考え方で数字を出している関係から、年度末にお子さんが出生された場合については翌年度に訪問等をしたります場合ですとか、あとは里帰り出産で羽幌で出産していない方がいて、羽幌に戻ってから訪問しているというような関係で100%にはなっていないのですけれども、基本的には全戸のお宅を訪問しましてこのサービスを実施しているということは担当している健康支援課のほうから伺っております。ただ、数的に年度で区切っていきますと、そこに掲載されているような実績ということになっております。続きまして、5番、養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業ということで、児童の養育の支援について、子供が生まれる前等に病院のほうからの連絡ですとか家族の状況ですとか、そういった部分で積極的に支援が求められる状況にある家庭に対して、保健師等が訪問いたしまして相談等支援を行うサービスです。これも平成26年度から30年度までの実績を掲載させていただいております。

16ページになります。(6)番、地域子育て支援拠点事業、これにつきましては公共施設、保育所等地域の身近な場所で子育て中の親子交流、育児相談などを行うサービスを実施しております。当町におきましては、平成28年度までは羽幌保育園内におきまして子育て支援センターを開設しておりましたが、平成29年度から場所をすこやか健康センターのほうに移しまして、実施メニューを拡大いたしまして地域子育て支援拠点事業として実施しております。下に実績を載せておまして、先ほど説明しましたとおり、29年度から利用実績が急増しているのですけれども、その部分は先ほど申し上げましたとおり、事業の拡大をした結果、利用していただける方が増えたということでの実績に

なっております。(7)番、一時預かり事業です。一時預かり事業につきましては、保護者が就労、求職活動、病気、けがなど、緊急的などうか、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、週3日程度を限度に保育所に預けることができるサービスです。当町におきましては認定こども園・まきで実施しております。実績につきましては、利用人数及び平均利用日数等について26年度から30年度までの実績をそこに掲載させていただいております。8番、病児保育事業、病後児保育、これは病気、けがの回復期にある乳幼児を専用の保育室で看護師、保育士が預かるサービスです。これにつきましては当町において該当する事業はございません。子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センターとなっておりますが、この部分につきましては子育ての手助けが欲しい人とお手伝いをしたい人に会員登録をさせていただいてサポートを提供するサービスです。当町には該当する事業はありません。

続きまして、17ページ、10番です。もともとこの事業につきましては、妊婦に対して健康診査を実施する事業ということで妊婦健康診査ということだったのですけれども、平成30年度から産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間前後及び1カ月前後の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査2回を公費負担するサービスを30年度から始めております。なので、ここの部分については妊産婦というような形で変更しております。実績につきましては、平成26年度から30年度、利用人数及び年間延べ人数ということで載せております。平成30年度から実施した産婦のほうの部分につきましては、別書きで下のほうに利用人数及び年間の利用延べ人数を掲載しております。

18ページ以降につきましては、ニーズ調査の結果概要ということで載せております。先ほど申し上げましたとおり、平成30年度におきまして今回の計画策定に当たりニーズ調査の実施をしております。調査の対象としましては就学前児童、小学生、住民基本台帳からの抽出ということで、調査期間につきましては平成31年2月から3月まで実施しております。回収率につきましては、就学前児童が49.2%、小学生におきましては52.3%となっております。対象者につきましては、基本的に小学生の児童、あと小学校に行かれる前のお子さんがある家庭にアンケート票を送付いたしまして、対象児童が同じ区分に2人以上いる場合については、その1人に対してのアンケートということになっております。小学生と就学前児童2人いらっしゃる部分については、2通アンケート調査の用紙が行って、それを回収した結果ということになっております。以下、アンケートに基づいたものなのですけれども、ここに掲載されているグラフの状況につきましては、就学前児童に行ったアンケート、いわゆる本計画の中心的な対象となる保護者、ご家庭に送ったアンケートの状況の結果をグラフにまとめて掲載しております。保護者の就労状況につきましては、まず初めに父親の就労状況ということで、93.9%、多数がフルタイムの就労をしているというような状況になっております。

続きまして、19ページ、母親の就労状況につきましては、一番多い回答につきましては

は、以前は就労していたが、現在は就労していないが40%、パート、アルバイト等の就労につきましてが31%、フルタイムの就労等につきましては22%というような形になっております。現在就労していない母親の今後の就労意向につきましてが下の段になっておりまして、一番多いのは1年以上先に就労したいが32%、その次が子育てや家事などに専念したい、いわゆる就労の希望がないのが3割、30%というような形になっております。教育・保育事業の利用状況についてということになっておりまして、現在利用しているという部分が55.6%、利用していないというのが44.4%になっております。

利用しているものはどんなものかというのが次の20ページになっておりまして、一番多いのが幼稚園、認定こども園の教育部門、いわゆる幼稚園部門が5割強です。幼稚園の預かり保育が14%、保育部門、認定こども園の保育部門のほうは約2割ぐらいというふうになっております。今後利用したい教育・保育事業につきましては、幼稚園、認定こども園の教育部門が7割ぐらい、幼稚園の預かり保育が4割、保育部門のほうは約4割ぐらいですね。というような形になっております。

続きまして、21ページになります。今回のアンケート調査部分で、子供が病気やけがをしたときの対応についてどんなふうになっているかというところになっておりまして、そういうことで施設を利用できなかった経験があるかということで、3割ぐらいがあった、2割ぐらいがなかったというようなことになっております。そのときの対応の方法としまして、母親が休んだというのが87.9%で最も多く、同居者を含む親族や知人が見たというのが3割ぐらい、父親が休んだというのが2割強という形になっております。病児、病後児保育の利用意向につきましてということで、できればそういう部分を利用したいという方が4割6分、利用したいと思わないという方が4割ということになっております。

続きまして、22ページ、不定期の教育・保育事業の利用につきまして、一番回答の中心が多かったのが利用していないというのが6割程度となっております。今後の不定期な事業の利用意向につきまして、利用したいというのが5割弱、利用する必要がないというのが4割4分ぐらいですね。44%となっております。事業を利用したい目的としましては、一番多いのは冠婚葬祭、学校行事、子供や親の通院等が42%程度、あと私的、リフレッシュ目的が36%ということになっております。

続きまして、23ページ、小学校就学後の放課後の過ごし方ということで、ここの回答につきましては今回就学前児童で行っている、翌年度小学校に上がるお子さんがいる世帯の回答を載せております。低学年のうちに過ごさせたい場所ということで一番多いのが放課後児童クラブ、いわゆるこぐまですね。学童保育が57%ということになっておりまして、その他、自宅、習い事、祖父母宅というのが2割程度ということになっております。高学年になったら過ごさせたい場所ということで、その部分について一番多いのが自宅、あと習い事ということになっております。実際、放課後児童クラブ、いわゆるこ

ぐま児童会の利用状況の推移を見てみますと、小学校3年生ぐらいまでがピークの年齢となっておりまして、3年生以降になりますと習い事ですとか少年団活動とかということに活動の場所が変わる関係で、利用の部分がこぐまを利用されていた方もそちらのほうに移行していくというような傾向にあります。

(6) 番、子育ての実態ということで、ここでは子育ての不安や負担についての回答です。喜びや楽しみが大きい、どちらかという喜びや楽しみのほうが大きいというのが45%、44%と多くなっておりまして、どちらかという不安や負担のほうが大きい、とても不安や負担を感じるというのが7%、1%というような形になっております。子育ての悩みにつきましては、特にないというのが27.3%と最も多く、次いで経済的な不安、負担が大きいというのが25%程度、自分の時間を十分持てないが22%、子供との時間を十分持てないが21%、あと子供の勉強や進学のことを18%となっております。

25ページ以降、羽幌町の子ども・子育て支援の課題ということにつきまして、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、家庭・地域の子育て支援を充実、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供ということで載せております。

26ページからにつきましてはニーズ調査における意見ということで、就学前児童の保護者から自由意見を、アンケート用紙の中の一番最後のページに自由に記載できるところを作っておりまして、そこで書かれてきた主なものにつきまして項目別に取り上げてあります。最初は保育施設の充実につきまして、2番目が費用の軽減につきまして、3番目が医療体制の充実につきまして、4番目が病児、病後児保育の充実につきまして、5番目につきましてが公園やイベントなどの充実、一番最後が広報活動の充実ということで、就学前児童の保護者から伺った意見の主なものを掲載させていただいております。

続きまして、28ページ以降、計画の基本的な考え方ということで、先ほど申し上げましたとおり、この計画につきましては、次世代育成支援後期行動計画を基に第1期の計画が策定されて、それを踏襲した上でこの計画を策定しております。28ページにおきましては目的等を載せております。29ページには基本理念、30ページには基本的な視点、31ページには施策体系ということになっております。

32ページ、第4章に入ります。第4章のほうにつきましては教育・保育提供区域の設定ということで、子ども・子育て支援法において、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、教育・保育提供区域を独自に設定していくことが必要になりますということで、ポイントとして1番から5番までそこに載せてあるのですが、次のページを開いていただきまして、教育・保育提供区域の設定ということで載せております。基本的に当町の計画の考え方は、町内全域が1つの区域として考えて計画を策定しております。ただ、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童のこぐまの部分につきましては、小学校区を単位として実施するという内容で考えております。それ以外につきましては、町内全域が1つの区域として実施するというような内容で策定しております。

35ページ以降、教育・保育施設の充実ということで、ここからは教育・保育施設における量の見込み、あと提供体制の確保の内容につきまして年度ごとに5年間の部分をお載せしております。1番の量の見込みの中で、下段のところは赤字書きで新しく加えているところなのですが、令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴いまして、子育てのための施設等利用給付が新設されました。この給付を受けるに当たっては、この子育て支援法等に定められた支給要件、年齢や課税状況、保育の必要性などに基づいて区分に分けられ認定を受け、その上で給付を受けることができますとなっております。(2)番と(1)番なのですが、(1)番につきましては基本的には幼稚園だとか認定こども園に通う部分の区分というようなお話なのですが、(2)番につきましてはそれ以外の部分、例えば認定こども園・まきや羽幌藤幼稚園で実施されている幼稚園型の一時預かり、あと先ほど言いました通常的一般型の一時預かり等々が子育てのための施設等利用給付の認定区分ということになっておりまして、その部分が昨年10月1日からの無償化に伴って、それまでは無償化ではなかったもので、それぞれ利用した利用者負担がかかる部分があったのですが、令和元年10月1日以降からは無償化の制度にのっとりまして、その部分についても認定を受けた上で支給要件の対象になった部分で無償化にされていく部分もあるということで、この部分は前回の計画に載っていなかった部分なので、新しく掲載しております。

36ページ以降、提供体制の確保と実施時期ということで、ここにおきます内容につきましては、利用希望の把握、先ほど言いましたアンケート調査及び直近の当町における利用実績等々を踏まえまして必要利用定員総数というのを設定しております。それに基づいて確保の内容ということで、当町で提供できるサービスの確保できる内容について掲載しております。(1)番目が1号認定、3歳以上、幼稚園を利用希望、(2)番が2号認定、3歳以上、保育園を利用希望、37ページの3-1番が3号認定、ゼロ歳児、保育園を利用希望、3-2が3号認定、1、2歳、保育園を利用希望ということになっております。今回資料としてお配りしているものにつきましては昨日子ども・子育て審議会のほうに諮った資料をお渡ししているのですが、今言いました確保の内容の部分について、素案の審議後に各関係機関、関係機関というのはいわゆる実施機関、幼稚園とか保育園等々から連絡がありまして、確保の内容の数字、例えば36ページの1号認定のところ、今110人ということで確保の内容を記載しているのですが、この部分について協議がございまして、この数字はまだ確定値ではないのですが、今後必要利用定員総数を下回らない範囲で確保の内容について変更があり得るということをお場で申し上げさせてもらいたいと思います。今は110人になっているのですが、この数字が協議の結果、例えば令和2年でいいますと89人を下回らない数字で変更になる可能性がございまして、最終的な部分につきましては110人ということにならない可能性があります。

37ページまでが今申し上げました量の見込みと提供体制の確保と実施時期となっております。38ページ以降につきましては3番、教育・保育の一体的提供の推進、認定こども園についてということで、当町におきましては平成26年度に認定こども園を開設しております。ここの連携、あと幼稚園等の認定こども園への移行について載せております。内容については、認定こども園の特徴、取扱い等々についてこの中で掲載しております。

続きまして、4番、新・放課後子ども総合プランの推進ということで、新・放課後子ども総合プランというのはもともと放課後子ども総合プランということになっていたのですけれども、平成26年7月に策定された放課後子ども総合プランというものにつきまして、さらに放課後児童クラブの待機児童の早期解消や子供教室との一体的な実施の推進をすべく、国のほうで新たに新・放課後子ども総合プランというのが策定され、31年4月から実施されています。当町におきましては、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの推進と併せまして、放課後子供教室についても既存の教室や地域の施設を活用しながら実施の推進を進めております。今言いました放課後子供教室というのは、社会教育課のほうで実施しておりますほっとクラブのほうがこれに当たる形になりまして、放課後児童クラブ、いわゆるこぐまを利用している子供たちがそちらのほうを利用するというような形での相互利用というような形でこの部分を推進しております。

41ページ、教育・保育施設の質の向上ということで、ここにおきましては、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠ということになりまして、方針に基づいて人材の確保、育成に取り組めるよう努力をしていきますということで、1番から4番まで、資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上ということで掲載しております。当町におきまして前回の計画から変わっている部分としましては資格の取得促進ということで、1期目の計画を策定した段階ではなかったのですけれども、現在は資格の取得促進に向けて保育士の就学に係る貸付金を平成30年度から実施しております。続きまして、6番、産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保ということで載せております。

続きまして、42ページ、7番、8番ということで新たに載せております。7番につきましては子育てのための施設等利用給付の円滑な実施ということで、先ほど申し上げましたとおり、昨年10月から実施されております子育てのための施設等利用給付というのが新設されまして、当町におきましては認定こども園・まきにおいて預かり保育事業、一時預かり事業、羽幌藤幼稚園におきまして預かり保育事業を実施しております。この部分につきまして利用日数、時間、給付の要件等、関係機関と連携しながら給付対象者を把握し、適切に実施してまいりますということで載せております。8番、副食費の負担軽減についてということで、これも昨年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に際しまして、保育料のほかに3歳から5歳児の副食費、給食のおかずやおやつ代

も年収360万円未満相当世帯の子供と全ての第3子以降の子供については月額4,500円まで免除されることとなりました。当町におきましてもこの基準に基づきまして副食費の免除を実施しております。

続きまして、43ページ以降、第6章、地域子ども・子育て支援事業の充実ということで、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を掲載しております。(1)番、利用者支援事業につきましては、当町におきましては実施箇所1カ所ということで実施していきます。ここにつきましては基本的には子育て支援センターを考えております。この部分でそういうような相談事業を行うということになっております。(2)番、時間外保育事業、延長保育事業ということにつきましては、保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えた部分について実施するというものです。羽幌町につきましては現状に引き続き実施し、11時間を超える保育については情報収集に努めていきますということにしております。

44ページ、(3)番、放課後児童健全育成事業、こぐま児童会ということになっております。この部分につきましては、主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業です。当町におきましては認定こども園・まきの中で実施しておりますこぐま児童会で引き続き実施していく形になっておりまして、令和2年度から令和6年度までの量の見込みと確保の方策ということで掲載しております。表の中では低学年と高学年のみしか掲載していないのですけれども、うちのほうで調べたところだと各学年ごとの見込みも算定しておかなければならないということで、基となる数字を各学年ごとに分けまして、実際の計画時には各学年ごとの人数ということで掲載する予定でおります。そちらを見て分かる通り、先ほど申しあげました低学年と高学年ということで載せているのですけれども、低学年の利用状況は例年そういうような形である程度の人数はいるということになってはいますが、高学年につきましては利用状況が減っていくということが見込まれますので、計画としてはその内容で考えております。子育て短期支援事業、ショートステイにつきましては、羽幌町では現在実施しておりませんが、体制確保のための情報収集に努めていきます。乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業につきましては、先ほど申しあげました、子供が生まれたご家庭に保健師が訪問しまして、その部分の相談ですとか情報提供を行っていくというような事業で、羽幌町では現状に引き続き実施していきます。量の見込みにつきましては、令和2年度から令和6年度までというような形で見込みを立てております。町保健師が出生後4カ月以内をめどに全戸訪問を実施します。

続きまして、45ページ、養育支援訪問事業、これにつきましては現状に引き続き実施していきますということで、量の見込みにつきましてはそこに掲載させていただいております。7番、地域子育て支援拠点事業、この部分につきましては現状に引き続き実施していきます。量の見込みとしては、月の延べ利用人数ということで量の見込みとその確

保の方策。確保の方策の場所としましては、羽幌町子育て支援センターを拠点事業の場所として利用していただくような形で考えております。

46ページ、一時預かり事業につきましては①番、②番と2つに分かれておきまして、幼稚園における在園児対象型、これにつきましては羽幌におきますと、認定こども園・まき、羽幌藤幼稚園で行われております幼稚園を利用した後の一時預かり事業ということになっております。②番、保育園等、幼稚園での在園児対象型以外ということで、これにつきましては認定こども園・まきのほうで実施しております。これは、幼稚園を利用していなくても、先ほど申し上げました緊急的な就労、疾病、出産等の部分について一時的に保育が困難になった場合について預かりを実施できる事業となっております。

(9)番、病児保育事業、子育て援助活動支援事業ということになりまして、羽幌町では現状では実施していませんが、今後も情報収集をしていきます。

47ページ、子育て援助活動支援事業、これにつきましても現状では実施している状況はございませんが、今後情報を収集していきます。(11)番、妊産婦健診事業、これは先ほど申し上げましたとおり、妊婦及び産婦の健診に対する事業となっております。羽幌町では現状に引き続き実施していきます。母子手帳申請時に妊婦が行う14回分及び産婦が行う2回分の健診費用の助成券を交付するということとなっております。12番、13番につきましては、当町のほうで事業の実施はございませんが、今後も情報収集していくような形で進めていきたいと思っております。

48ページ以降、子ども・子育て支援関連施策の推進ということで、1番、児童虐待防止対策の充実、2番、ひとり親家庭の自立支援の推進、3番、障害児施策の充実、4番、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みの推進となっております。

第8章、計画の推進体制ということで51ページになります。計画の推進体制につきまして推進体制図を51ページに載せておきまして、役割を52ページ、53ページに載せております。3番、計画の達成状況の点検・評価ということで、点検、評価に関することを53ページに載せております。

54ページ以降につきましては資料編ということで、計画策定の経緯、計画策定の組織、あと用語の解説ということで55ページ、56ページ、57ページに載せております。

以上で説明を終了させていただきます。

小寺委員長 10:44～10:45

すぐ質疑に行ってもいいですか。それとも熟読するのにちょっと休憩しますか。それでは、暫時休憩しまして、55分に再開したいと思います。お疲れさまでした。

(休憩 10:45～10:55)

小寺委員長 10:55

それでは、始めます。それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。質問のある方、挙手にてお願いいたします。ありませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:55～11:50

小寺委員長 それでは、私のほうからまず1つ聞きます。この計画に関しては議会の承認等は要らないということで認識しているのですけれども、この後のスケジュール的なものがわかれば教えてください。

木村課長 小寺委員長の言うとおりのことですけれども、スケジュール的には、議会への説明が終わりましたらパブリックコメントで町民に意見を伺いまして、終了後に案をつくりまして、最終的に子育て審議会を開きまして町のほうに答申をいたしまして、羽幌町として決定して計画を策定するという流れになっています。

小寺委員長 もう1つ、全て書いてあるのですけれども、一番最初の町長の言葉がまだ入っていないですね。どういう思いでこの計画がということで、前回の計画の中にも町長の挨拶というか、言葉があるのですけれども、これに関してはいつ頃出てくるのでしょうか。

木村課長 今は素案の段階でして、案をつくる段階で記載する予定です。

小寺委員長 これはきっと駒井町長名で書かれるので、駒井町長が直接関わって書かれると思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。課が書くのか、それとも町長が自ら書くのか。なぜかという、中身に関して、前回の計画を出された後の議会の答弁も含めて、前回の計画ですけれども、内容と答弁と子育てに対する思いが乖離しているところもあるので、その辺はきちんと町長の言葉で書いていただきたいなというふうに思いますし、町長もしっかり納得した上で記載していただかないと、これから5年間の計画になるのでどういう内容になるのかなというのがちょっと心配だったので、その辺はいかがでしょうか。

木村課長 羽幌町長名ということですので、町長の思いというか、ですけれども、直接書くというより、原課でもある程度検討いたしまして、町長のほうと調整いたしまして、最終的には当然羽幌町長という形で出ますので、そういうような流れになると思います。

小寺委員長 わかりました。そのほかございませんか。

村田委員 何点か。36 ページの説明のときに量の見込みのところでは110名が不確定になる可能性があるということをお願いしていたのですが、その理由として、質問なんですけれども、保育料の無償化とかそういう部分が絡んで、現在110名のだけでも変更する可能性があるのか、現状でいくと、無償化になったことによって、保育園のほうに申し込みに行ったら、もう定員なのですよということをおっしゃったという親もいるということをお聞きしたものですから、そこら辺どういうふうにご捉えて変更になる可能性があるという説明だったのか、もしわかれば教えてください。

木村課長 変更になるおそれがあるというのは、(1)番の1号認定の3歳以上ということで、時期的に幼稚園の募集をしている段階でして、この時期にならないと幼稚園の人数がなかなか固定しないということでありまして、令和2年度に限っては89名が想定されるということで、それを下回らない程度で確保の内容を必要ないというわけではないのですけれども、110名まで要らない可能性もありますので、その辺も含めまして施設のほうとも協議いたしまして、105になるのか、この時期で入園の確定がそれ以上増えないだろうという確定ができ次第、確保の内容の数字の減少が考えられるということです。また、保育園のほうにつきましては、無償化の関係で保育園利用のほうが増えているのは確かです。流れとしては低年齢で保育に預けるといふ流れがかなり加速しているといえますか、聞いた話によりますと、2人子供がいて、無償化になったので、下の子は有料でも早いうちから預けたいという流れがあるという情報は聞いております。

村田委員 保育の無償化という部分に絡んで、親としては長く見てくれる保育のほうにどうしても移行になっていくのかなというのはわかりました。そう

いうのも含めて、ここに書いてある保育園の待機児童というのですか、そういう部分に関しては羽幌町としては心配していないのですか。

木村課長 37 ページの3号認定のところとゼロ歳、1、2歳というのが過不足分ゼロという流れになっていまして、保育のほうは面積の関係とかもありまして、これが最大限の数値でして、ふやすことができない状況でして、正直なところぎりぎりのラインといたしますか、今のところ待機児童は出ないようにということで考えてはいるのですけれども、管内でも正直なところちらほら待機児童がふえてきているという情報はつかんでいるのですけれども、この人数がうちで設定できる最大人数となっておりますので、計画的には待機児童はないようにというような計画で考えています。

村田委員 課長の説明でいくとぎりぎりのラインと。自分の知っている親から、それこそ保育のほうに入りたいと言ったらいっぱいと言われて、奥さんにはもう一年就労を延ばすしかないのかなということを行っている親がいたものですから、そういうところの声で、保育料の無償化というところからいくとどうしても働きたい奥さんたちが働くには保育園ということになると思うので、面積的に厳しい、ふやせないということだったので、施設の充実だとかという話からなると、現実にもそうであれば対処していくという考え方なのか、当面は面積的にこれ以上ふやす考えはないのか。保育園のほうに移行するという親御さんが多いと思うのです。今言った状況からいくと。そこら辺の考え方とか方向性とかがもしあればお答えいただきたい。

木村課長 現時点では部屋が固定されておまして、なかなかふやせないのが現実なのですけれども、待機児童等が出てくるような状況が慢性的にといいますか、考えられました場合には部屋の配置だとかいろいろなことを考えながら検討していきたいなと思っているのですけれども、現時点ではこのままというような認識でおります。  
以上です。

森 議長 記憶にあると思うのですけれども、保育の無償化については常任委員会

の中で、今のことは想定しておりましてその旨を同じ課長の段階で確認をとったのです。その時点ではそういう話は聞いていないということの返事をいただいております。ただ、危惧したとおり現状そういう状況で、待機児童が出ているというふうに認識されていないということですが、町民は断られているわけですから、明確に待機児童扱いされたという親も現実にいるわけです。その辺について、ここから外れて申し訳ないですが、この次の委員会となると相当後になるので、現実の状況、どういう年代でどういう状況になっているかというのをわかっている範囲で、既にずれがあるのは承知してはいますが、担当課として把握している範囲のことをもうちょっと詳しくご説明願いたいと思います。

木村課長 現状で保育の認定こども園さんのほうから聞いているのは、ゼロ歳児のほうは生まれたばかりというか、1年たった感じでまだ余裕はあるということは聞いているのですけれども、1歳、2歳について親御さんが働いて預けたいという希望が非常に多くて、1歳、2歳の保育についてはぎりぎりのラインといいますか、申し込みが多い状況にあるということをうちのほうでは認識しております。

森 議長 3歳以降については。保育園のほう。

木村課長 3歳以上につきましては、幼稚園との複合というか、連携してやっている関係で、教室の広さもある程度確保されている部分もありまして、3歳以上については現状では今のところまだ大丈夫だろうというような認識でいます。

森 議長 私が言っているのはどっちかといったら、ゼロ、2もそうですけれども、3歳以上の中で、今までは保育園の費用が高いということで、1、2歳で預けていても3歳になると幼稚園のほうに移行して、そのほうが預かりでもトータルでは保育園より安い。年収によりますけれども。そういう現状の中で、保育料無償という流れの中でそのまま保育園にいるというようなニーズも当然ふえてくるのかなという、そういう予想も含めてなのですけれども、具体的に言うと幼稚園と保育園のところで保育園のバランスが仮にふえても、その中の配置なりをやると一定数は今よりも

ふやしたりなんだりという可能性はあるというふうな仕組みとして考えていいということですか。

木村課長 おっしゃるとおりでございます。あと、幼稚園につきましては、認定こども園以外にも確保できる幼稚園もございますので、その辺を含めて町全体として考えていきたいと。

森 議 長 基本的に就労意欲があって、その方が子育ての部分でそういうものを解消しようということができない感じというようなことになると、そもそもその精神からしても外れてきますので、直接計画にこの時点で加えられるのかどうかというのは時間的にも厳しいのかもしれませんが、そういう視点が全体として欠けているような印象を持ちますので、何らかの形で現状に即したような表現なり計画に変えるというのは、現実的に町民のほうは待機になっていると思っていますし、町のほうとしてはぎりぎりという認識ですけれども、何らかの形でつけ加える必要があるし、そういう意識は行政自らこの計画の中に持つ必要があるのではないかなと私は思いますので、限られた時間ですけれども、工夫していただけないかなと思うのですけれども、今の時点で答えられる範囲で結構ですけれども、課長の答弁を求めます。

木村課長 確保につきましては今から文章を入れることは入れられるのですけれども、状況の認識はしているのですけれども、待機児童は出ない形では思っているのですけれども、言葉を入れるような形というふうなことでよろしいのでしょうか。

森 議 長 具体的に私が指示するようなことではないですけれども、現実がそういうふうになっているのという認識の上で、これからの5年間の中で問題は特になく充足されてこの中でいけるのだという報告になっているかもしれないですね。全体としてその部分に関して。なので、それに注意しながら確保していただくかというようなことを工夫してくださいと言っているだけで、私が文章を足せとか数字をやれとかというのは、今の時点でどういう表現がいいのかも判断できませんので、そういうことを認識しながら限られた時間の中で工夫していただきたいなというの

が私の意見なので、それに対するの答弁ということだけ。

木村課長 待機児童が出ないようにということでうちのほうも努力しているといいますが、頭の中には当然入っておりますので、計画のほうにつきましてはどのような形がいいか、追加できるようであれば検討したいと思いません。

小寺委員長 そのほかございませんか。

村田委員 実際的にどういう形で対策するのかわからないので質問したいのですが、48 ページの児童虐待防止対策の充実というところで、2 番目の発生予防、早期発見、早期対応等という中で、私勉強不足でわからないので、ここの中でいくとこんにちには赤ちゃん事業の実施等を通じてということがまず書いてあるのですが、その時点、赤ちゃん事業でいくと産後4カ月かそこらで訪問していくという事業なので、親御さんがどういう状態のときに次何カ月後にこの人は心配だから行くのだわとかなんとかという、そういう何かがないとできないと思うのです。量なのか何かかわからないですが、今まで1期の5年間でそういう例が幾つあって、今も全国的というか、心配になって、ちょっとしたことで虐待が起きているという親御さん方を見極めて、それを防止すると。そこら辺、私としては具体的にどうやって対策していくのかということがここではわからないので、文章でなくて、どういうことをして早期発見をして早期対応をしていくのか、これからの5年間どうやっていくのかというのを、文章だと私これでは理解できないので、教えてもらいたいです。

木村係長 基本的にここに書いている早期発見というのは、子供が生まれた後に何歳児健診、何歳児健診と健診があるのと、あと訪問して保護者のほうと話したりだとか家庭の状況とかを見る中で、今までの経験とやっている部分での情報等を含めて、担当する保健師のほうでそういった部分では一番接する機会がまず最初多くなりまして、その後子供が大きくなって幼稚園、学校に行かれるとかとなると今度は幼稚園の先生たちとか学校の先生たちとかのほうの面もありますし、そういった意味では長いスパンでいろんな場所において、そこに関わる人たちの目でもって状況がお

かしいですとか、学校だとか、幼稚園だと登園していないとか、登園してなくて連絡しても連絡がとれないだとかというような情報を、基本的には福祉課なり健康支援課のほうに連絡があつて、その後うちのほうで実際に連絡を保護者のほうにとったりとか、連絡がとれない状況がどれぐらい続いているだとかというのを把握した上で、その後関係機関で集まりまして、対象の児童に対する支援の方法だとかをしていくというような流れになっております。文章で書かれている中ではそこまで具体的には書かれていないですけれども、まず発見をするという部分では健診時ですとか訪問時ですとかというのが最初は中心になります。その後は子供が通っていらっしゃる場所、幼稚園、学校等によっての状況ですとかを踏まえて、虐待につながるような部分もしくは、虐待といってもいろんな部分があります。身体的な虐待もあれば、子供の面倒を見ないとか、育児放棄みたいな携わらないだとか、状況はいろいろあると思うのですけれども、少なからずそういった部分の情報を収集しながら、関係機関で情報を共有した上で家庭の支援をしていくというような考えで実施しております。

村田委員 係長からの説明で、今まで5年間の中で、そういうことによって疑いがある親御さんがいて対処したという事例は1件でもあったのでしょうか。

木村課長 細かいことは申し上げづらいとか、あれですけれども、実際は年に何回か関係機関で集まったりするようなことは実施しております。

村田委員 今のお話の中で、産後と幼児、保育所なり保育園なり上がる子は何かしらで見えますけれども、専業主婦で、子供をうさこちゃんとかにも余り行かないで黙って自分の家でばかり見ているようなそういう家庭に対してはどのような形で対処していくのか答弁願えれば。

木村係長 基本的には先ほど言った毎回ある健診時を活用するというのが一番大きな部分で、健診につきましてはどのお子さんも受けてもらうことになっておりまして、受けていないお子さんがもしあれば、その部分については別に保健師のほうで連絡をとってやるような対応をしております。ただ、期間が空いてしまう部分だとかはどうしても正直あるとは思いの

ですけれども、できるだけそういった中で情報収集した上で対応していくというようなことで考えて実施しております。

村田委員 今やってきたようなそういう対策をここでは文章化して書いているということによろしいですか。

木村係長 48 ページのところには、言葉は難しい言葉を使っていますけれども、基本的にはそういった考え方で実施していくというような中身で記載しております。

平山副委員長 第6章、地域子ども・子育て支援事業の充実の中で2点ほどお聞きしたいと思いますけれども、43 ページの延長保育のところ、今は最長 11 時間の保育は実施しているのですよね。そのほか延長ということで 11 時間を超える保育については情報収集に努めるというのがありますが、これまで延長保育、11 時間を超えての希望というか、そういうお子さんというか、件数、あったかないか。それともう一点、46 ページ、病児保育事業のことなのですが、今町ではこういうことはしていないと。でも、今後も情報収集していくとありますが、今までこういう件数というか、希望があったかなかったかお聞きします。

木村課長 1つ目の時間外保育事業につきましては、親御さんも6時半という認識が強いのか、それ以降の夜といいますか、そういう要望は受けたことがないというか、把握しておりません。もう1つのほうの病児保育につきましては、アンケートでも掲載されているのですけれども、若干ニーズがあることは把握しております。でも、病院の連携とか看護師の連携とかいろいろ関わってくることもありまして、今のところ実施には至っていないのですけれども、情報収集はしていきたいと思っております。しかし、病児保育につきましては、インフルエンザの小学生でいえば学校に行けない期間とか、その後の回復期ということですので、そうなるかどうかどこまで要望があるのかはあれなのですけれども、今後その辺も含めて情報収集はしていきたいと考えております。

平山副委員長 確かに情報収集は大切なことなので、議会との意見交換会の中でもこう

ということがあったのです。見てもらえるとところがあればいいのだけれどもというような形で。そうすると、情報収集はしていくけれども、今までも若干ニーズはあったと。だんだんふえていけば、体制というのは考えていく方向であるということでもいいのですか。

木村課長 ニーズがふえていけば当然何かしらの方向性、できるできないはあるのですけれども、どのような体制でできるかという検討はしていかなければならないと考えています。

平山副委員長 その辺は子育ての部分では必要なことだと私は思いますので、情報収集しながら対策を練っていったらいいなと思います。それと、もう一点お聞きします。ニーズ調査における意見ということで26、27と載っていますが、意見に対しての対応といいますか、そういう部分はどのように考えておりますか。

木村課長 このような意見があるということで、少数意見もありますし、毎回のように出てくる意見もございますが、これに対してどうこうという具体的な事業的な計画は載せていませんけれども、対応できるものについては随時環境整備というような形で対応していきたいと思っておりますが、現時点では関係課、医療体制であれば健康支援課とかいろいろありますが、このような意見が現時点ではありますと役場庁舎内で情報を共有いたしまして、今後対応できるものは対応していきたいと考えております。

平山副委員長 今言われたことは大事なことで、私も理解しますが、一般質問でもしたのですけれども、27ページに係る問題で、要するに遊び場です。子供たちが集まる場所。この中でも結構意見が出ていますし、こういう部分では関係担当課と情報を共有して形あるものにしてほしいかなと思うのです。その辺どうでしょうか。

木村課長 12月議会でも答弁させていただいておりますけれども、考え方としては、今ある施設を有効活用して、できるものはしていきたいという認識で考えております。12月で一般質問がありました体育館の利用につきましては、4月をめどに保護者の利用料をとということで3月議会のほうに提案

する予定で、できる限りのことは対応していきたいと考えています。

小寺委員長 ほかにありませんか。

金木委員 認識不足もあって確認させていただきたいのは、放課後子供教室ということで何カ所か出てきているのですが、こぐま児童会、学童保育は従来からずっとやっているというのは知っていたのですが、放課後子供教室というのどこぐま児童会、学童保育との違いというか、住み分けというか、さっきの説明では社会教育のほうでやっているのが子供教室という説明だったかと思うのですが、どのように違うのか、どのように使い分けているのか説明。

木村係長 こぐま児童会というのは先ほど言いましたまき幼稚園のほうで実施している事業なのですけれども、子供教室というのは公民館の社会教育のほうで、こぐま児童会とは関係なく、対象年齢を決めた放課後の、遊び場ではないのですけれども、クラブ活動でもないし、ほっとクラブという名前でやっているのですけれども、そういう事業で、一般の方もいるのですけれども、こぐま児童会もそこで参加して一緒に遊ぶというようなことで、こぐま児童会はこぐま児童会であって、ほっとクラブはほっとクラブであるのですけれども、ほっとクラブの事業にこぐま児童会に行っている子たちも参加して事業をしている、連携をしながらやっているというような形になっています。

金木委員 場所は公民館の中。

木村係長 公民館でやったり、あと総合体育館に行ってやったりだとか、場所はいろいろなところでやっていると思います。

金木委員 学童保育のほうはたしか登録料というのか、利用料がかかっていたと思うのですが、子供教室のほうはどのような料金状況。使用料というのか、参加料というのか。

木村課長 社会教育でやっている事業で、町の事業としてやっておりますので、よ

ほどどこか別な場所へ行ってお金がかかるとかでない限りは無料だと認識しております。

金木委員 大体今聞いてわかりましたけれども、利用する子供にしる親御さんにしる、どっちに行けばいいのだろうかとか、どっちを利用しようとか、そういう迷いはないのかなと思ったりもするので、44 ページには国の指針などの情報収集に努めて今後も検討していくというような格好なのですが、国の指針、ガイドライン的なものはあるのか。学童保育については国の通達みたいなのがあるのかもしれませんけれども、この辺の内容とか、状況をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

木村係長 40 ページ、新・放課後子ども総合プランということで、国のほうでは小学生の居場所というのですか、子供の居場所という部分の確保というのが今取り組んでいる中身として大きいものがありまして、小学校以降になりますと、当町でいきますとこぐまという部分があるのですが、子供の居場所を確保するということが目的というか、働いている保護者の方も多くなっている部分から、子供を預ける場所が小学校になると急に減ってしまう関係もあるので、放課後児童クラブというのはどこの市町村においても通われている方がふえてきているという現状があります。国のほうとしては子供の居場所の確保ということを考えて中で新・放課後子ども総合プランというのを策定して実施しているのですが、当町に関係する部分としましては先ほど言いました放課後児童クラブと放課後子供教室ということだけなのですけれども、そういった部分で示されている指針としましては新・放課後子ども総合プランというのが国のほうから示されている指針となっておりまして、中心的な考えは今回追加で掲載させていただいた部分が目的というか、中心というような考えになっております。

平山副委員長 済みません。15 ページ、(5) 番目、養育支援訪問事業及び要保護児童云々かんぬんのところなのですけれども、内容を見たら、児童の養育については支援が必要でありながら積極的に支援を求められない云々かんぬんとあって、訪問による指導や育児、そして家事支援などを行うサービスとありますけれども、これは保護者に対してのサービスなのですか。

木村係長 ここに書かれている部分では、全国的なサービスを利用する部分では家事支援という部分が入っているものもあるのですが、当町においては家事支援までは実際はしておりません。ここでいきますと、訪問して指導や育児の部分の相談、あと先ほど言いました、その後いわゆる虐待だとか育児放棄だとか、そういう部分につながらないように支援していくようなサービスをうちのほうとしては実施している状況です。

平山副委員長 個別の問題になるのかもしれないけれども、そういう家庭というのはどんな形で把握しているのですか。

木村係長 基本的には前段にある乳児全戸訪問というのが一番中心の部分で、この部分が幼い段階での早期発見の部分で、その後各種の健診というような形になっていくと思います。

平山副委員長 わかりました。

小寺委員長 私から先ほどのほっとクラブに関してなのですが、私の認識は、並行してあるものではなくて、ほっとクラブはあくまでもイベント型というか、毎日行うものではなくて月に何日間だとかそういうものなので、選ぶものではなくて、あくまでもスポット的に行うものなのではないかなという認識なのです。月に何回かあるうちに連携することはあっても、あくまでもここに毎日行けるわけではないので、先ほどのやりとりですと、同じように毎日行っていて、こぐま児童会に関しては登録制でお金がかかって、こっちは社会教育が毎日行っていて就労の家庭以外でも来れるというふうに感じたのですけれども、その辺正しい情報でほっとクラブはどのような頻度で行われていてというのがわからないと、今のやりとりを聞く限りでは、同じように毎日行っているけれども、担当が社会教育でやっているのというふうになってしまうので、もう少し具体的にほっとクラブについてわかれば教えていただきたいのですけれども。

木村課長 小寺委員長おっしゃったとおり、こぐまと呼ばれるものについては、親が働いていまして、学校が終わった後、家にいても親がいない。そのた

めに子供の居場所として登録して預ける。料金もかかるといいますか、居場所として確保している認定こども園でやっている事業でありまして、ほっとクラブにつきましては、小寺委員長おっしゃったとおり、毎日ではなくイベント的に月1ぐらい、回数までは把握していませんけれども、就労していない方でも誰でも自由に参加できるといえますか、年齢に応じて参加している事業でありまして、体育館へ行ってみんなで体を動かしたりとか、公民館へ行って工作をしたりだとか、毎日やっているものではなく定期的に社会教育事業としてやっている事業で、社会教育事業でやっているのにこぐまの子供たちも連携して参加しているというような意味で、説明が混乱してしまったことは申し訳ないのですけれども、そのような事業となっております。

小寺委員長      ですので、課が違うのはもちろんですけれども、ここに盛り込むということは、子育て支援の中だけでも、社会教育的なものとかぐまは子育て支援のほうとちょっと違うので、そこはきちんと住み分けて各課やらないと、文章だけ見るとわかりづらいのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願いします。次、48ページの幼児虐待についてなのですが、用語について教えていただきたいのですが、上のほう、2行目、「地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をする」と。地域資源というのは具体的に何かということ、地域のちからという団体があるのか。下にもあるのです。一番最後の行でも、「地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」、地域資源がどう地域の力になっていくのか、この辺用語なのですけれども、説明をお願いしたいのですけれども。48ページです。

木村課長      抽象的な表現と言われればそれまでなのですけれども、「地域資源」と言われますと、先ほど言いましたけれども、健診とか、そういう集まる場所というか、地域で行っている、保育施設の関係とかもあると思うのですけれども、「地域のちから」となると、行政ではなく、周りの町民も含めて、民間の方からの情報も含めて活用してというような意味合いだと認識しております。

小寺委員長      それだと、「地域資源」というのはどうしても、今の説明でいくと地域の

施設ですとか地域の人材とかそういうものになるのかなど。資源という  
と自然とか、僕は資源という言葉の本来はわからないのですけれども、  
資源を「地域のちから」にリンクさせていっていいのか、それとも今言  
った細かいことがあるのだったら細かい用語に変えたらどうかなという  
ふうに思うのですけれども。

木村課長 言葉の使い方として、内容を確認して、不適切というか、そういう場合  
については変更を考えたいと思います。

小寺委員長 41 ページの資格の取得についてです。教育・保育施設の質の向上のため  
に資格の取得推進をするということなのですからけれども、先ほどの説明の  
中では、平成 30 年からですか、資格取得のために奨学金制度をつくって  
いたと思います。ただ、そのときにも質疑の中で私も話したのですけれ  
ども、あくまでも羽幌町の該当施設は認定こども園・まきさんだけで、  
もう 1 つの幼稚園に関しては該当しませんということだったのですけれ  
ども、①番でいうと幼稚園教諭と保育士の両方の資格の推進ということ  
で支援するというふうに書いてあるので、もう 1 つの幼稚園も大人の人  
材が足りていない。認定こども園さんもちろん人材は今でも欲しいと  
いうことで、需要はとともあることだと思います。施設のためだけとい  
うことではなくて、最終的には子供ですとか親に対しても影響があるこ  
とですし、教育・保育施設の質の向上のためにももう少し範囲を広げて  
支援したらいいかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかが  
でしょうか。

木村課長 委員長のおっしゃるとおりでありまして、幼稚園のほうも人材が不足し  
ているという情報も把握しております。子育て支援の環境整備といたし  
まして、令和 2 年の 4 月から条例改正の提案を予定しております。あと、  
今の認定こども園というものは、経過措置によって保育士の資格だけ  
でも入れるということなのですからけれども、原則認定こども園は幼稚園と保  
育士の資格が両方必要ということになりますので、今うちで条例で指定  
している学校とか専門学校絡みは基本的に両方の資格を取るというのが  
ほとんどというか、100%といたしますか、でありますので、環境整備と  
いたしまして今回 3 月議会に幼稚園教諭も含めた、雇用先も幼稚園を含め

た条例改正を提案する予定であります。

小寺委員長 そのほかございませんか。

森 議長 障害児施策の充実のところ、49 ページです。ここに、具体的に言うときにじいろといちえを新しく追加して、主な内容のところでもそういうところの運営ということですが、にじいろと言っではいけないということではないと思いますので、長いのでにじいろという表現をさせていただきますけれども、にじいろの運営からすると地域に役立っているという話をよく聞きますが、具体的にはゼロ、6 に関しては親と一緒に遊ぶというのがメインでありますので、親がつかないと利用ができない。ただ、現実には、障害児と言っでいいと思うのですけれども、数も多い中で、保育園のほうでも受入先として預かっている例もあるのではないかなと思います。その連携が明確に文章ではわからないのですが、主な内容のところでも新しく障害児保育に係る保育士加配への補助というのをうたっておりますので、具体的にどういう内容で、どういう施策を今後打とうということ載せているのかということを確認したいと思います。

木村係長 認定こども園のほうで障害児保育に係る保育士を配置する場合、うちのほうでその部分について保育士を配置するための費用について補助している制度を実施しております。赤字で「害」という字を直しているだけなのですけれども、事業としましてはここから始まるものではなくて従前から実施しております。基本的に先ほど言いました子ども発達支援センターと幼稚園で行う障害児の保育事業については、子ども発達支援センターのほうにつきましては専門的な部分での発達に係る支援といえますか、専門的な知識を持った中で子供たちを、預かるというわけではなくて保護者と一緒にその部分で利用していただくことになっておりまして、先ほど言いました保育の部分ではほかの児童と同じように保育する事業で、障害がある部分でほかの児童と一緒に活動できない部分がある場合については、保育士を配置してやってもらう事業として実施しております。

森 議長 加配ということですので、現状が足りているのかということも含めて、

数が多ければそれ用に加配をするということだと思うのですけれども、現状はどうなのか、加配の補助というのは具体的に金額も含めてどういう内容なのかというのをお聞きしたかったのですけれども。

木村係長 障害児保育の部分の補助につきましては、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当等々を支給していたり持っているお子さんを保育園のほうで預かる場合に、保育園のほうとしてその部分で人を1人配置しなければ預かることができないというふうになって、配置されないことでその子供を預かることができないという状況にならないために、児童2人に対して1人の保育士を配置するための補助金の助成をしております。金額については、申し訳ありません。手元に資料がないのであれなのですけれども、制度としてはそのような中身で補助しております。

森 議 長 現状としては保育士の数は単純に言うとも足りているという認識でよろしいのですか。加配の部分。

木村係長 今のところ園のほうから出していただいている配置の部分では、この部分は足りているというふうに認識しております。

森 議 長 10人障害児が入ってきたら5人必要だということになりますよね。この加配というのは、我々は3人加配していますので3人分の補助をお願いしますというような申告に対しての補助出しというようなイメージでとっているのですけれども、数の充足度というのは、なかなかそういう保育士さんを入れていくというのは大変だと思うのですけれども、その辺についての具体的な問題点なり現実というのはなくて、単純に今10人いるのだけれども、5人要るから5人分の加配の補助金の措置をお願いしますぐらいのことで、具体的な問題は将来的にも含めて意識しなくていいという答弁として理解してよろしいでしょうか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:47~11:49)

小寺委員長     それでは、休憩前に続き会議を再開します。

木村係長       園の部分としましては、配置につきましては、通常より手のかかるお子さんとかもいらっしゃる関係でそれなりの人数を配置しているのですが、それとは別にどうしてもその子供に対して1人なり配置しなければならない場合に、障害児の保育に係る部分の加配の補助ということでうちのほうから補助を出して、その職員を配置させていただいて対応させていただいているような状況になっています。

小寺委員長     そのほかございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、今回の羽幌町子ども・子育て支援事業計画素案第2期についての調査を終了したいと思います。今日のご苦労さまでした。